

こ保運第 1072 号
令和 3 年 11 月 2 日

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様
(分園設置者 様 対象)

こども青少年局保育・教育運営課長

公定価格の基本分単価上の分園の保育士配置について (通知)

日頃から、本市の保育・教育行政に御理解御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、国の「公定価格に関するFAQ (よくある質問)」(以下、FAQ) が改定され、公定価格の基本分単価上の分園の保育士配置について、これまでより具体的に示されました。これを受け、以下のとおりの対応としますので、ご連絡します。

各園の保育士の雇用状況によりますが、公定価格の基本分単価上の保育士配置が増えることにより、向上支援費の加算対象の保育士が減ることになります。誠に恐れ入りますが、御理解御協力のほど、何卒よろしく願いいたします。

1 対応の内容 (添付の説明図をご参照ください)

(1) FAQの改定によって明らかになった内容

従来、本市においては「施設長」、「90人以下の施設の保育士加配」、及び「標準時間対応保育士」については、本園又は分園のいずれかに1名ずつが基本分単価に含まれる職員配置としてきました。

しかしながら、今回のFAQの改定により、本園、及び分園の両方に1名ずつが基本分単価に含まれることが判明したため、今後は本園、及び分園の両方に1名ずつの配置が基本分単価に含まれるものとして給付費を計算します。

ア 従来

本園 : 施設長、児童数に応じた職員配置、

分園 : 児童数に応じた職員配置

2つの園全体として : 90人以下の施設の保育士加配、標準時間対応保育士

イ 改定後

本園 : 施設長、児童数に応じた職員配置、

90人以下の施設の保育士加配、標準時間対応保育士

分園 : 児童数に応じた職員配置、

90人以下の施設の保育士加配、標準時間対応保育士

(2) 対応の内容

国の制度に基づいて支給している公定価格については、国のFAQに基づいた形となるように、基本分単価に含まれる保育士数のカウント数を変更します。

ア 変更時期

令和4年4月 から

イ 対応による影響

基本分単価で見込まれている保育士数が増えたことに伴い、基本分単価以上に保育士を雇った場合に加算をしている、ローテーション保育士加算等の **加算対象の保育士が以下の人数分だけ減少** します。

本園+分園の定員	本園の定員	減少人数
90人以下	—	2
91人以上	90人以下	3
	91人以上	2

(3) その他

職員の配置状況や園の設備の状況により、本園、認可乳児保育所、小規模保育事業に移行することが可能な場合があります。原則、施設規模を変えない形での移行となりますが、御検討される場合は、こども施設整備課又は保育対策課に御相談ください。

なお、移行により影響額が変わる可能性があるため、委託費の増減については、保育・教育運営課まで御相談ください。

【分園の本園への移行について】	こども施設整備課	671-4146
	保育対策課	671-4469
【分園を本園にした場合の委託費の増減について】	保育・教育運営課	671-3564
【本通知について】	保育・教育運営課	671-3564